最終更新日：2015年7月17日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

代表取締役社長・CEO 寺下　史郎
問合せ先：経営企画室 03-3519-6720
証券コード：6035

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「我が国の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業理念の下、長期的な目標として「資本市場における総合ソリューション企業」を目指しております。
この実現のため、当社グループでは株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
寺下　史郎	5,797,000	62.48
THE　BANK　OF　NEW　YORK　MELLON　140030	233,050	2.51
株式会社四五コーポレーション	176,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	171,000	1.84
日本証券金融株式会社	137,600	1.48
富松　圭介	131,700	1.42
MLI　EFG　NON TREATY CUSTODY　ACCOUNT	96,100	1.04
アセットマネージメント株式会社	95,000	1.02
稲葉　宏	57,900	0.62
皆川　裕	55,900	0.60

支配株主（親会社を除く）の有無	寺下　史郎
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記の【大株主の状況】及び【支配株主の有無】については、2015年3月31日現在のもので判断しております。
2. 発行済株式総数は9,277,555株（自己株式75株を含む）となっております。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長・CEOの寺下史郎は、当社議決権の62.48％（2015年3月31日現在）を保有する株主であり、有価証券上場規程に定められた支配株主に当たりますが、少数株主保護の観点から、支配株主との取引を行う際は、当社と関連を有しない他の取引先とほぼ同等の条件によることとしているほか、重要性のある取引については取締役会等において取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役を配置することとしております。（2015年6月24日現在の独立社外取締役は2名）

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村　紘一郎	他の会社の出身者								○			
家森　信善	学者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　紘一郎	○	○	――	大手総合商社での財務担当としての経験ならびに鉄鋼総合商社の監査役経験による豊かな見識を有しており、独立した立場から取締役の職務執行を監査していただくため、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の恐れがないため。
家森　信善	○	○	――	金融論及びコーポレート・ガバナンス等の専門家として、独立した立場から取締役の職務執行 を監査していただくため、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反

				の恐れがないため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

経理総務ユニット所属の社員1名が兼務で監査等委員会の職務の補助を行う体制をとっております。
当該社員の異動については、監査等委員会の同意を必要としません。当該社員による監査等委員会の職務の補助に関して業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査部門は、必要に応じて打合せを実施し、内部統制・各監査状況に関する報告、意見交換を実施する予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主重視の経営意識を一層高めると共に、コーポレート・ガバナンスの強化を図るために、業績と企業価値向上への役員の貢献意欲を高める役員報酬制度を構築しております。具体的には、監査等委員以外の取締役については月額報酬、業績連動賞与の構成といたしました。業績連動賞与は、業績予算を達成した場合に限り支給するものであります。また、監査等委員である取締役については役割として監査・監督機能などが求められていることを考慮し、月額報酬のみといたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2015年3月期の事業報告では、取締役及び監査役の別に、報酬の種類別総額を開示しております。有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っております。事業報告及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
事業報告(招集通知内)URL http://www.irjapan.jp/pdf/notice_of_annual_meeting2015.pdf
有価証券報告書URL http://www.irjapan.jp/pdf/financial_reports20150625.pdf
なお、当社は2015年6月24日より監査等委員会設置会社に移行したため、2016年3月期以降は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の別に、報酬の種類別総額を開示する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。2015年6月24日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、業績達成に見合った役員賞与の支給等、機動的な運用を可能とするため、年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円(うち社外取締役分は年額40百万円以内)と承認されております。また個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査等委員については監査等委員会の協議に一任されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員を含む)の専従スタッフは配置しておりませんが、経理総務ユニット及び経営企画室のスタッフが、取締役会の開催に際して議題やその内容につき事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、グループ会社の活動方針を決定するグループ統括戦略会議、グループ内部監査室を設置しております。そして、取締役については、独立性の高い社外取締役を積極的に登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会
当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役相互の牽制機能を強化するため、社外取締役の存在を重視しております。なお、取締役会は毎月1回以上開催するものとしており、平成27年3月期は平成27年2月2日の当社設立以後2カ月間で3回開催しており、社外取締役の出席率は平成27年3月期は100%でした。

監査等委員会
当社は監査等委員会設置会社制を採用しており、監査等委員会は取締役である監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成されます。監査等委員は内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般的な職務執行状況について、監査を実施する予定です。

グループ統括戦略会議
当社は、社内取締役(監査等委員であるものを除く。)を参加者とするグループ統括戦略会議を必要に応じて開催しております。グループ統括戦略会議においては、必要に応じて当社社員、グループ会社の役職員や外部の有識者を招集し、グループ全体の戦略等が幅広く議論されております。

グループ内部監査室
当社では代表取締役社長直轄のグループ内部監査室を設け、グループ内部監査は専任のグループ内部監査室長1名により実施しております。グループ内部監査は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、当社およびグループ会社を原則として年1回監査することとしております。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告されると共に、当社およびグループ会社に監査結果、改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する改善方針案を監査責任者である経理総務ユニット長宛に提出させることとしております。

会計監査
会計監査につきましては、あらた監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. のとおり、社外役員や監査等委員会による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前を目途としております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で株主総会の開催を開催しております。第1期定時株主総会は集中日の2日前の2015年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、タブレット及び携帯電話（スマートフォンを含む）によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、海外及び国内機関投資家（実質株主）に対する議決権行使促進活動を実施しています。 また、当社子会社の提供する「エンゲージメントプラットフォーム」において、招集通知発送日に機関投資家の方々に招集通知を提供しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の英文版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知、事業報告、参考書類等について株主の皆様に送付後、それぞれ当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーを当社IRサイトに掲載しております。 http://www.irjapan.jp/ir_info/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算発表（第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末）後、東京において実施しております。説明会の資料をホームページに公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けサイトを設け、決算短信、決算説明会の資料、有価証券報告書、株主総会の招集通知・決議通知、株主向け報告書、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に担当者を置き、IRを担当させております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のディスクロージャーポリシーを当社IRサイトに掲載しております。 http://www.irjapan.jp/ir_info/policy.html
その他	当社は、先進的なIR活動を実践すると共に、投資家に当社の企業価値を正しく理解していただくため、適時適切な制度的開示のみならず、四半期ごとの決算説明会や会社説明会、ホームページにおける充実した情報開示、機関投資家に対する個別訪問等、積極的なIR活動に取り組んでまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定し、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備・運用しております。
当社の内部統制システムの概要は下記の通りです。

（1）取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1.取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
2.各取締役（監査等委員であるものを除く。）は、月1回の定期取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、業務執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行を相互に監視・監督しております。
3.各監査等委員は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況を監査しております。
4.コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
5.当社は「グループコンプライアンス管理規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

（2）取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、グループ統括戦略会議議事録、稟議書を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存・管理することとしております。

（3）損失の危機の管理に関する規程その他の体制
1.当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識・把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。
・信用リスク
・内部統制リスク
・法令違反リスク
・情報漏洩リスク
・災害等のリスク
・その他事業継続に関するリスク
2.当社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

（4）取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定および他の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する監督を的確に行っております。
2.取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
3.取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、執行の手続きを明確かつ簡明に定め、効率的な業務執行を可能にしております。
4.取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告しております。

（5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1.コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。
2.内部通報システムを構築し、法令・定款違反行為を未然に防止するとともに、使用人が抱える各種の相談に対応しております。
3.内部監査部門として、業務部門から独立した内部監査室を置いております。
4.情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

（6）当社及び子会社のから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1.「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続き及び管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、グループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。
2.当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）を参加者とする「グループ統括戦略会議」を設け、審議しております。
3.当社グループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備しております。

（7）監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員の求めに応じて、監査等委員の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査等委員補助者を置くことができるものとしております。

（8）取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.取締役（監査等委員であるものを除く。）は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するものとし、注意喚起や再発防止等必要に応じて直ちにグループ統括戦略会議において報告することとしております。
2.監査等委員会規程に、取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員に都度報告することとしております。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。
3.監査等委員は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、警察署、外部弁護士等との外部専門機関と

連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
・対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
当社は、経理総務ユニットに反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
・外部の専門機関との連携状況
当社は、警察署、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携をとっております。
・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、経理総務ユニットにおいて、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知徹底すると共に、入手した情報の管理をしております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞
（1）経営者の姿勢・方針等
当社は、子会社である株式会社アイ・アール ジャパンが上場企業のIR・SR活動支援を主な業としていることもあり、適時適切な適時開示については、すべてのステークホルダーとの良好な関係を構築するうえで欠くことのできない重要な経営活動であると認識しております。株主を始めとするステークホルダーに対しては、当社の実態を正確かつ適時に把握していただくことができるよう、適時開示体制を常に適正に保持し続けることが
肝要と考えております。そのためには、金融商品取引法等の関係法令や適時開示等規則等に則った情報開示が適時・適切に実施されることが最優先であると考えております。

（2）当社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
当社は、適正な情報開示が行われない場合、投資家へ与える影響や社会的評価の低下も懸念されることから、経理総務ユニット及び経営企画室等の関係部署間で相互に情報交換並びに開示情報のチェックを行っております。

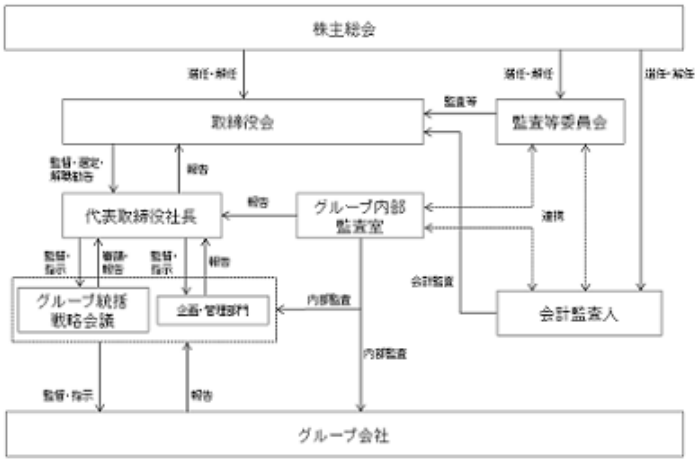
（3）開示担当組織の整備
当社における適時開示情報の開示実務は、経営企画室が担当しております。情報管理責任者である経理総務ユニット長と開示の要否を検討し、所要の手続きを経た上で、情報取扱担当者である経営企画室長が行います。
当社においては、「情報管理規程」、「インサイダー情報取扱規程」並びに「インサイダー取引管理規程」を整備し、役職員に遵守を求めるとともに、
当社の全従業員に対して定期的に研修等を実施することにより情報管理並びに情報開示に関する知識の周知、啓蒙に努めております。

（4）適時開示手続の整備
開示手続及び開示プロセスについて
当社における適時開示に係る体制、情報開示プロセス等の概要は別紙のとおりであります。

1.役職員は、重要な会社情報またはそれに該当する可能性のある情報を知ったときには、直ちに情報管理責任者である経理総務ユニット長を通じて開示実務を担当する経営企画室長に報告いたします。
2.上記を補うべく、経理総務ユニット長及び経営企画室長は、重要な会社情報を収集するためグループ統括戦略会議及び取締役会に同席しております。
3.グループ会社における重要な会社情報等を当社が集約する場として、月次でグループ統括戦略会議を開催しております。
4.情報管理責任者（経理総務ユニット長）ならびに経営企画室長は、開示対象となる情報（決定事実、発生事実、決算情報等）を網羅的に収集し、社内規程「職務権限規程」に基づき、取締役会において開示について決議した上で開示を行います。但し、発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、代表取締役社長の承認をもって開示いたします。
5.社内規程「インサイダー取引管理規程」に従い、重要な会社情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。

（5）適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行については、経営から独立した立場である監査等委員が取締役会、グループ統括戦略会議等に出席し、また、必要に応じ各取締役（監査等委員であるものを除く。）よりヒアリング等を実施することにより業務執行の適正性を監査しており、この監査を通して、適時開示体制の整備・運用についてもモニタリングが行われております。

［企業統治体制図］



［適時開示体制図］

